

入札心得書

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 介護老人保健施設ハーモニー非常用発電機設置工事
- (2) 工事場所 長野県松本市大字島内字広田4064番地2
- (3) 入札の日時 令和4年11月15日(火) 午前9時から
- (4) 入札の場所 介護老人保健施設ハーモニーコミュニティルーム

2 入札の方法

- (1) 入札書は、社会福祉法人ハーモニーが指定する様式とします。
- (2) 入札参加者は、入札書に所要事項を記入し、入札日時に入札場所へ差し出してください。(封筒に入れる必要はありません。)
- (3) 入札書は、書留郵便等により差し出すことができます。この場合、封筒の表面に「介護老人保健施設ハーモニー非常用発電機設置工事入札書」と明記し封印してください。
- (4) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額で記載してください。
- (5) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を提出して確認を受けてください。この委任状には、入札及び見積に関する事項のみを記載するとともに、代理人の使用する印鑑を押印してください。
- (6) 前項の場合、入札書の入札者欄への記載は次のとおりとしてください。

入 札 者	住所 氏名	松本市〇〇〇 〇丁目〇番〇号 A建設株式会社 代表取締役 氏名 代理人 A建設株式会社 氏名 ㊞
-------------	----------	--

※「㊞」は代表取締役の印鑑ではなく、委任状に押印した「代理人の使用する印鑑」を押印してください。

- (7) 入札参加者又は代理人は、当該入札に対し、他の入札参加者の代理はできません。
- (8) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (9) 入札中に携帯電話等を使用し、外部と連絡を取ることはできません。
- (10) 現場確認、見積及び入札等で発生した交通費等の費用は支払できません。

3 入札の辞退

入札を辞退しようとするときは、入札書の金額欄に「入札辞退」と明記して提出してください。

4 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が協定をし、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行をすることができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (2) 入札公告、設計図書等に不備があり、公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を延期し、又は取りやめることがあります。

5 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定をして入札した入札書
- (4) 入札書の金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 入札書の金額を訂正した入札書（入札書の金額訂正は訂正印を押印しても認められません。）
- (6) 書留郵便等で差し出され、所定の入札日時までに到着しない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか入札条件に違反して入札した入札書

6 開札

- (1) 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行います。
- (2) 前項の場合において、立会う入札者がいないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない当法人職員を立会わせるものとします。

7 落札者及び落札価格の決定

- (1) 入札を行った者のうち、入札予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札価格は、設計図書等に指示がある場合を除き、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とします。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定します。
- (4) 前項の場合において、当該入札をした者のうち「くじ」を引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない当法人職員に「くじ」を引かせます。

8 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとします。
- (2) 再度入札に参加することができる者は、初回の入札に参加した者に限ります。ただし、初回の入札において辞退した者、本心得の規定による無効の入札書で入札した者は参加できません。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日にあたる時、これらの日を除く。）に契約を締結してください。（事務長が特に指示した場合を除きます。）
- (2) 契約に要する経費は、落札者の負担とします。

10 異議の申立

入札者は、入札後、この心得、設計図書等、契約約款及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできません。